

同一労働同一賃金ガイドライン案に関するQ&A

Q1 「同一労働同一賃金ガイドライン案」とはどのようなものですか？

A1 正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正社員（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で、賃金が異なるなどの待遇差がある場合に、どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかを、待遇ごとに事例も含めて示したものです。

今後、正社員と非正社員の間での待遇差について、法改正に向けた検討を行っていく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定されるものです。

Q2 ガイドライン案はすぐに守らないといけないのですか？

守らないとどうなるのですか？

A2 ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。

※ 現行の労働契約法（20条）、パートタイム労働法（8条・9条）でも、正社員と非正社員の間での不合理な待遇差を禁止しています。

Q3 ガイドライン案の内容について知りたいのですが、どこに問い合わせたらよいでしょうか？

A3 奈良県 非正規雇用労働者待遇改善支援センター（受託者：株式会社セントメディア）までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒630-8115 奈良市大宮町5-3-33 新奈良ビル503号室

電話番号 0120-161-335 FAX番号 0742-33-6722

メールアドレス h-nara@saintmedia.co.jp